

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年五月一日から適用する。

令和四年四月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十五 (略)</p> <p>二十六 二段階胚移植術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p><del>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者(子宮内膜刺激術が実施されたものに限る。)に係るものに限る。)</del></p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) <del>主として実施する医師に係る基準</del></p> <p>① <del>専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</del></p> <p>② <del>産婦人科専門医であり、かつ、生殖医療専門医であること。</del></p> <p>③ <del>当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。</del></p> <p>(2) <del>保険医療機関に係る基準</del></p> <p>① <del>産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。</del></p> <p>② <del>実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。</del></p> <p>③ <del>配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。</del></p> <p>④ <del>緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。</del></p> <p>⑤ <del>医療機器保守管理体制が整備されていること。</del></p> <p>⑥ <del>倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初め</del></p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十五 (略)</p> <p>(新設)</p>

て実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〜二十四 (略)

二十五 削除

二十六〜五十九 (略)

六十 反復経頭蓋磁気刺激療法 うつ病(急性期において当該療法が実施された患者に係るものであつて、薬物療法に抵抗性を有するものに限る。)

六十一 セボフルラン吸入療法 急性呼吸窮迫症候群(従来の治療法に抵抗性を有するものに限る。)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一〜六 (略)

七 削除

八・九 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〜二十四 (略)

二十五 ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 進行再発非小細胞肺癌(ステージがⅢB期、ⅢC期若しくはⅣ期又は術後に再発したものであつて、化学療法が行われたものに限る。)

二十六〜五十九 (略)

(新設)

(新設)

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一〜六 (略)

七 エストレクチニブ経口投与療法 脳腫瘍(十五歳以下の患者に係るものであつて、ROS1融合遺伝子を有するものに限る。)

八・九 (略)